

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 景観計画の策定等（第7条—第10条）
- 第3章 景観計画区域内における行為の制限等（第11条—第18条）
- 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第19条—第23条）
- 第5章 景観重要公共施設（第24条・第25条）
- 第6章 表彰、助成等（第26条・第27条）
- 第7章 浜田市景観審議会（第28条・第29条）
- 第8章 雑則（第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者が協力して先人から引き継いだ本市固有の優れた景観を保全し、育成し、及び創造し、もって次の世代に伝える景観まちづくりの推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観まちづくり 市、市民及び事業者の協働による地域にふさわしい良好な景観形成に向けたまちづくりをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者又は市内に土地若しくは建物を所有し、占有し、若しくは管理する者をいう。
- (3) 事業者 市内において営利又は非営利の事業活動を行うものをいう。
- (4) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち、建築物以外のもので規則で定めるものをいう。

（市の責務）

第3条 市は、景観まちづくりに関する施策を総合的に策定し、これを実施す

るものとする。

2 市は、前項の施策を策定するに当たっては、市民、事業者及び識見者の意見が十分に反映されるよう努めるものとする。

3 市は、市民及び事業者に対し、景観まちづくりに関する啓発及び知識の普及並びに意識の高揚を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが良好な景観をつくる主体であることを認識し、自主的かつ積極的に景観まちづくりに努めるとともに、市が実施する景観まちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの業務が良好な景観の形成に影響を与えるものであることを認識し、様々な事業活動を通じて地域のにぎわいや活力を創造する主体として、自主的かつ積極的に景観まちづくりに努めるとともに、市が実施する景観まちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(国等に対する協力要請)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体その他の関係団体に対し、景観まちづくりについて協力を要請するものとする。

第2章 景観計画の策定等

(景観計画の策定)

第7条 市長は、景観まちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、景観計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ浜田市景観審議会の意見を聴くものとする。

(重点地区)

第8条 市長は、法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域（以下「景観計画区域」という。）内で、次の各号のいずれかに該当する地区のうち、地域の個性を活かした良好な景観を守り、継承するために先導的な景観形成を進めていくべき地区を重点地区として定めるものとする。

(1) 市を代表する優れた景観又は眺望を有し、その保全の必要性又は緊急性が高い地区

(2) 地域の拠点となり、良好な景観を創っていくべき地区

(3) 大規模な公共事業又は民間事業の計画があり、先導的に良好な景観を創っていくべき地区

(4) 地域住民の景観形成に関する意識が高く、まちづくりの機運が高い地区

2 前項の重点地区については、地域の個性及び特色を踏まえ、当該地区の景観形成に必要な事項を当該地区ごとに定めるものとする。

3 市長は、重点地区を定めようとするときは、あらかじめ説明会の開催等により当該地区の住民及び利害関係人の意見を聴くものとする。

4 前2項の規定は、重点地区の変更について準用する。

(景観形成基準等の策定)

第9条 市長は、景観計画区域の景観形成基準その他必要な事項を定めるものとする。

2 前項に規定する景観形成基準には、次に掲げる事項のうち、市長が必要と認めるものを定めるものとする。

(1) 建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）の敷地内における位置及び規模

(2) 建築物等の形態、意匠及び色彩

(3) 建築物等の素材

(4) 建築物等の敷地内の緑化

(5) その他市長が特に必要と認める事項

(計画提案に対する判断に係る手続)

第10条 市長は、法第11条第1項又は第2項の規定による提案があった場合において、法第12条の規定による判断をするときは、あらかじめ浜田市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 前項の提案を行ったものは、同項の浜田市景観審議会に出席し、当該提案に関する意見を述べることができる。

第3章 景観計画区域内における行為の制限等

(事前協議)

第11条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者は、当該届出に係る行為について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長と協議するものとする。

2 市長は、前項の規定による協議において必要があると認めるときは、当該届出をしようとする者に対し、規則で定めるところにより、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

(届出対象行為)

第12条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
 - (2) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積
 - (3) 水面の埋立て又は干拓
 - (4) 木竹の伐採
- 2 前項に掲げる行為に係る法第16条第1項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書に規則で定める図書を添付して行うものとする。
 - 3 法第16条第1項の条例で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに行為の完了予定日とする。
 - 4 法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施工方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

（行為の届出に添付する図書）

第13条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、建築物等の外部仕上げ表その他の規則で定める図書とする。

（届出の適用除外）

第14条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 法第16条第1項第1号から第3号まで及び第12条第1項各号に掲げる行為で規則で定めるもの
- (2) 他の法令又は条例に基づく許可、認可、届出等を要する行為で規則で定めるもの
- (3) 地盤面下又は水面下における行為

（行為の完了等の届出）

第15条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による完了の届出があつたときは、速やかに検査し、規則で定めるところにより、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。

（勧告等の手続）

第16条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告（以下「勧告」という。）をしようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ浜田市景観審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、勧告をした者に、期限を定めて、法第16条第3項に規定する必要な措置の実施状況その他必要な事項について報告させなければならない。

3 市長は、勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表をされる者に対し、あらかじめその理由を通知して、意見を述べる機会を与えなければならない。

（特定届出対象行為）

第17条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為とする。

（変更命令等の手続）

第18条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定による命令をしようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ浜田市景観審議会の意見を聴くものとする。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等）

第19条 市長は、法第19条第1項の景観重要建造物（以下「景観重要建造物」という。）又は法第28条第1項の景観重要樹木（以下「景観重要樹木」という。）の指定をしようとするときは、あらかじめ浜田市景観審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、法第27条第1項若しくは第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第35条第1項若しくは第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

（現状変更の許可の手続）

第20条 市長は、法第22条第1項又は法第31条第1項の許可をしようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ浜田市景観審議会の意見を聴くものとする。

（現状回復命令等の手続）

第21条 市長は、法第23条第1項（法第32条第1項において準用する場合を含

む。)の規定による命令をする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ浜田市景観審議会の意見を聴くものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の管理の基準)

第22条 法第25条第2項に規定する条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要建造物に消火栓、消火器その他の消火設備を設けること。
- (2) 景観重要建造物への降雨による浸水及び腐食を防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の状況について定期的に点検すること。
- (4) その他景観重要建造物の良好な景観の保全のために市長が必要と認める措置を講ずること。

2 法第33条第2項に規定する条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の病害虫を駆除するために必要な措置を講ずること。
- (2) 景観重要樹木に対し、必要に応じて枝打ち、整枝、せん定等の措置を講ずること。
- (3) 景観重要樹木の状況について定期的に点検すること。
- (4) その他景観重要樹木の良好な景観の保全のために市長が必要と認める措置を講ずること。

(管理に関する命令又は勧告の手続)

第23条 市長は、法第26条又は法第34条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告する場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ浜田市景観審議会の意見を聴くものとする。

第5章 景観重要公共施設

(景観重要公共施設の指定)

第24条 市長は、景観計画区域内の道路、河川、公園等の公共施設で、景観形成において特に重要な景観資源として位置付けられるものを景観重要公共施設(法第8条第2項第4号ロに規定する良好な景観の形成に重要なものをいう。以下同じ。)に指定し、当該公共施設の管理者との協議により、景観形成のための整備に関する事項及び占用許可その他景観形成のために必要な事項についての基準を定めることができる。

2 市長は、前項の規定による景観重要公共施設の指定をしようとするときは、あらかじめ当該公共施設の管理者と協議するとともに、浜田市景観審議会の意見を聴くものとする。

(景観重要公共施設の占用等)

第25条 景観重要公共施設の占用等の許可に係る申請をしようとする者は、当該申請の前に、規則で定めるところにより、市長に対し当該占用等に関する事前の確認を申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、当該景観重要公共施設の管理者の意見を聴かななければならない。

3 市長は、第1項の確認において申請に係る占用等が景観計画に適合しない場合は、当該申請をしようとする者に対し必要な措置をとることを指導することができる。

第6章 表彰、助成等

(表彰)

第26条 市長は、良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物等の所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

2 前項に定めるもののほか、市長は、景観まちづくりに貢献した個人又は団体を表彰することができる。

(助成等)

第27条 市長は、良好な景観の形成に寄与すると認められる行為をする者に対し、必要な支援を行い、又は予算の範囲内で当該行為に係る経費の一部若しくは全部を助成することができる。

第7章 浜田市景観審議会

(浜田市景観審議会の設置)

第28条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項その他良好な景観の形成に関する重要な事項を調査審議するため、浜田市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の委員等)

第29条 審議会の委員は、11人以内とする。

2 委員は、識見者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員にあつては、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 雑則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行し、第3章の規定は、同日以後に着手する行為について適用する。

(準備行為)

- 2 第3章の規定による届出及びこれに関し必要なその他の行為並びに第29条第2項の規定による委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の前日においても行うことができる。

(浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年浜田市条例第37号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略